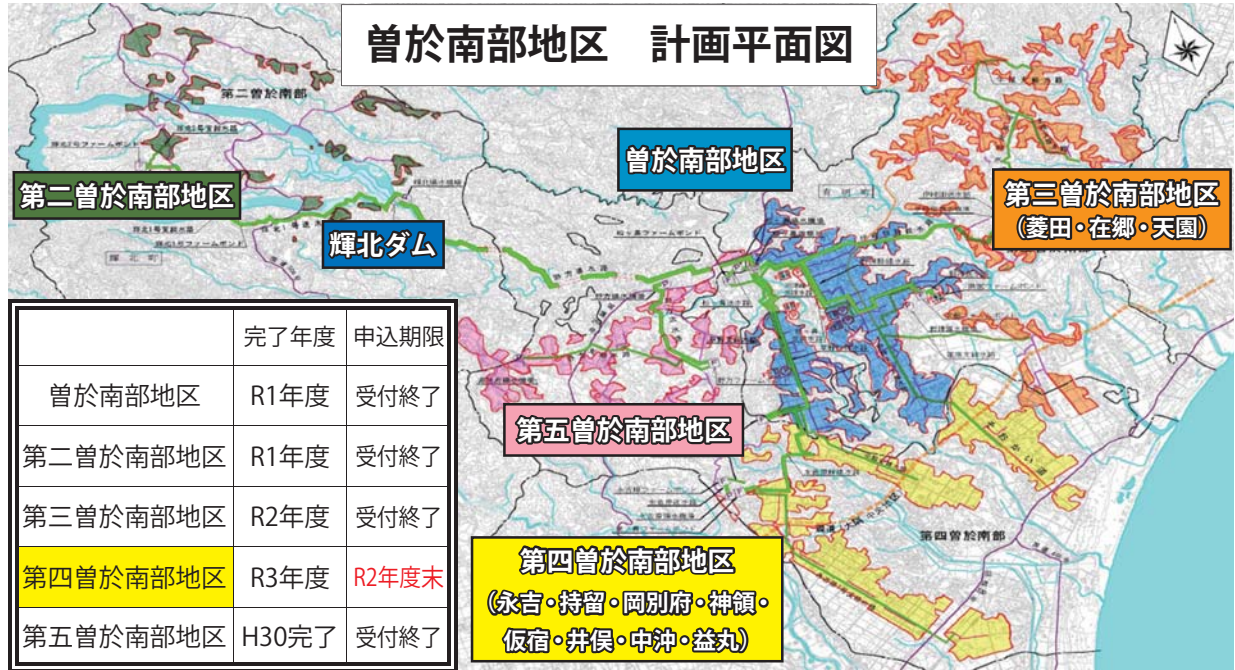


# 給水栓の設置・散水器具の申込みはお早目に！

問 農林振興課 営農推進係  
☎476-1111 (514・515)

現在大崎町の畑のほとんどに、ダム等からパイプラインを引いて農業用水を配水するための畑かんが整備されています。県営畑かん事業の完了が迫っていますが、事業実施中は給水栓の設置、散水器具整備の補助を受けられます。事業完了後は補助が受けられませんので、畑かん利用をお考えの方は、申込みにお忘れがないようお願いします。



## ■ 給水栓の設置

畑かん用水を使って水利用を行うためには、水利用を行う畑に必ず給水栓を設置しなければなりません。

なお、給水栓の設置工事は補助率100%となっており、受益者の工事負担金は必要ありません。

(第四曾於南部以外は受付終了しています)



## ■ 散水器具の設置

水利用を行うためには、「曾於南部土地改良区」に水利用を申し込んでください。

散水器具は、事業実施中なら工事費の約2割で整備することができます。また、散水器具の無料貸し出しも行なっておりますので、散水器具の導入をお考えの際はぜひご利用ください。



## 【お問い合わせ先】

曾於南部土地改良区 大崎町野方6482-7番地 ☎ 099-471-0171  
 役場農林振興課営農推進室 大崎町假宿1029番地 ☎ 099-476-1111